



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 1
- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古工業高等学校） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄水産高等学校） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立コザ高等学校） 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立美里工業高等学校） 10

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表 12
- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の公表 23

告 示

沖縄県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市南上原地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

令和3年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第338号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の 限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	223.54
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32

	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.24

沖縄県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県下水道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市住吉町3丁目地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年6月8日から同年9月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 与那国町字与那国地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年9月3日から令和3年3月23日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 県立学校校務支援システムに係るサーバ等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。ただし、令和3年4月6日付け沖縄県公報定期第4924号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告に基づき一般競争入札の参加資格の登録を申請し、かつ、当該資格を有すると認められた者については、この限りでない。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和3年6月21日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日（木曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する県立学校校務支援システムに係るサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 県立学校校務支援システムに係るサーバ等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和3年10月31日（日曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 令和3年4月6日付け沖縄県公報定期第4924号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告又は令和3年6月18日付け沖縄県公報定期第4943号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等の搬入、調整業務及び障害対応業務体制証明書を令和3年6月21日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島にあっては1日以内に、沖縄本島以外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和3年6月25日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で交付を受ける方法又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年6月21日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年6月25日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第1会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年6月21日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で配布
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
(2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年6月28日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
(3) 最低制限価格 設定しない。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of server for school affairs: 1 set
(2) DELIVERY DUE DATE
October 31, 2021
(3) BID OPENING
Date and Time: June 29, 2021 (Tuesday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The First Meeting Room
(4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

沖縄県立宮古工業高等学校長 知念 俊一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 CAD/CAMパソコン 一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 令和4年2月18日（金曜日）

- (4) 納入の場所 沖縄県立宮古工業高等学校自動車機械システム科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年7月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立宮古工業高等学校事務室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根968番地4 電話番号0980-72-3185
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年6月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年7月28日（水曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県立宮古工業高等学校会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年7月27日（火曜日）午後3時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年6月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立宮古工業高等学校
 - (2) 所在地 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根968番地4
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年7月27日(火曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Computer-aided design/Computer-aided manufacturing system: 1 set
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
February 18, 2022
- (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. July 28, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Miyako Technical Senior High School Office
968-4 Higasinakasone Hirara Miyakojima City, Okinawa, Japan, 906-0007
Telephone 0980-72-3185

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 福 地 修

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 小型実習艇 1艇
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月28日(月曜日)
- (4) 納入の場所 糸満漁港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で交付を受ける方法又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年7月16日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校事務室 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号 電話番号098-994-3483
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年7月16日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年7月29日(木曜日)午前10時

- (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年7月16日（金曜日）午後4時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年7月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄水産高等学校
- (2) 所在地 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和3年7月28日（水曜日）午後4時必着
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
One Small-sized Training Ship
- (2) DUE DATE OF DELIVERY
February 28, 2022
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. July 29, 2021

- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Okinawa Fisheries High School
1-1-1 Nishizaki Itoman City, Okinawa, Japan, 901-0305
Telephone 098-994-3483

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

沖縄県立コザ高等学校長 宮 城 薫

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 総合実践ネットワークシステム 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和3年12月28日（火曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立コザ高等学校商業棟1階

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年7月9日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前11時から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県立コザ高等学校事務室 〒904-0011 沖縄市照屋五丁目5番1号 電話番号098-937-3563

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年7月9日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前11時から午後6時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年7月29日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立コザ高等学校図書室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年7月9日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年7月9日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前11時から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立コザ高等学校
- (2) 所在地 〒904-0011 沖縄市照屋五丁目5番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な書類

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年7月28日（水曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
A General Practice Network System: 1 set
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
December 28, 2021
- (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. July 29, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Koza Senior High School Office
5-5-1 Teruya Okinawa City, Okinawa, Japan, 904-0011
Telephone 098-937-3563

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

沖縄県立美里工業高等学校長 新城 英 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 F Aマイコン制御実習装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立美里工業高等学校電気科棟応用実習室

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する

者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する物に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年7月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立美里工業高等学校事務室 〒904-2172 沖縄市泡瀬五丁目42番2号 電話番号098-937-5848
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年7月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年7月30日（金曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立美里工業高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年7月29日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年7月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立美里工業高等学校
 - (2) 所在地 〒904-2172 沖縄市泡瀬五丁目42番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年7月29日(木曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Factory Automation Microcomputer Control Training Device: 1 set
- (2) DUE DATE OF DELIVERY AND DELIVERY PLACE
February 28, 2022, Okinawa Prefectural Misato Technical Senior High School,
Electric Department Building
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. July 30, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Misato Technical Senior High School Office
5-42-2 Awase Okinawa City, Okinawa, Japan, 904-2172
Telephone 098-937-5848

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第4号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月18日

沖縄県監査委員 安 慶 名 均
 沖縄県監査委員 新 垣 真 秀
 沖縄県監査委員 上 原 章
 沖縄県監査委員 山 内 末 子

一平成22年度包括外部監査報告に係る分一

〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

平成16年度包括外部監査報告に対する措置に係る分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	県立芸術大学という一つの事業体の収支状況を適切に把握し、その活動状況を把握するために同大学を一つの会計単位とすべきである。 一つの会計単位		措置を講じたとは評価できない。 包括外部監査による意見を真摯に受け止めたとは言えない。1法人2大学という法人がある間は、独立の会計単位の議論は	令和2年12月に公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立認可申請を行い、令和3年3月に総務大臣及び文部科学大臣より公立大学法人設立の認可を受けた。 これにより、令和3年4月から沖縄県立芸術大学は公立大学法人へ移行するこ	文化観光 スポーツ 部文化振 興課

	<p>とすることによって、経営責任の明確化、コスト意識の高揚を図ることができ、安易な一般財源からの補填を防ぐことができる。</p>		<p>必要ないとし、その方針が変わると、別の理由を付けるのは、その場しのぎのきらいがある。</p> <p>行財政改革プランとの整合性をとりつつ、組織のあり方について評価することが今後の課題である。これは、大学自体が決定権限をもっていない事項であるから、トップダウン型による評価活動が必要である。</p>	<p>ととなり、地方独立行政法人会計基準に則った会計処理を行うことで経営や財務の状況を明確にするとともに、法人として大学運営や教育、研究に関する主体的な意思決定が可能となる。</p> <p>また、法人化後は、外部有識者からなる県の附属機関である「沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会」において、法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標に基づいた法人の業務実績の評価が実施されることから、業務改善サイクルが確立されるとともに評価の客観性が図られることとなる。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>県立芸術大学において、現金主義会計ではなく、発生主義に基づく複式簿記を導入し、損益計算書等に基づく財務分析を行う一方で、損益計算書のいわゆる赤字について費用対効果を評価するツールとしての評価基準に基づき、事前評価、事後評価を行うための「公共サービス評価検討委員会」（仮称）を設置すべきである。</p>		<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>県立大学は公共的なサービスを提供する役割を担っているが、その一方で、業務の進め方には採算性や効率性が求められる。その意味では、意見の提案する第三者委員会は、継続的に事務・事業を評価し、改善活動に結びつけるための引き金としての役割を果たす。沖縄県知事のリーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。</p>	<p>令和2年12月に公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立認可申請を行い、令和3年3月に総務大臣及び文部科学大臣より公立大学法人設立の認可を受けた。</p> <p>これにより、令和3年4月から沖縄県立芸術大学は公立大学法人へ移行することとなり、地方独立行政法人会計基準に則った会計処理を行うことで経営や財務の状況を明確にするとともに、法人として大学運営や教育、研究に関する主体的な意思決定が可能となる。</p> <p>また、法人化後は、外部有識者からなる県の附属機関である「沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会」において、法人が達成すべき業務運営に関する目標である中期目標に基づいた法人の業務実績の評価が実施されることから、業務改善サイクルが確立されるとともに評価の客観性が図られることとなる。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>

<p>監査意見</p>	<p>私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7パーセントと異常に高いことから、県立看護大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。</p>	<p>【H18.5.16公報（第3455号）】県立芸術大学の人件費は、各専門分野に関する細かな科目の提供、きめ細かな技術指導等を伴う技術系の特性から、他大学に比べ割高な傾向があるが、厳しい財政状況等を踏まえ、その縮減を図る必要があると考える。 【その後の状況等】人件費の削減については、大学の自主的な取り組みによる非常勤講師の報酬見直しを実施しており、平成23年度からの施行を予定している。</p>	<p>人件費の見直しについては、措置を講じたといえる。それ以外については措置を講じたとは評価できない。 人件費を他の芸術系公立大学と比較することは、ベンチマーク分析として評価できる。しかし、人件費以外にも職員数、職員構成等の人材資源に関する情報等もベンチマーク指標として設定し、経営の健全化を検証する必要がある。</p>	<p>平成23年4月1日より、非常勤講師の報酬の額を見直し適正化を図った。 また、平成22年から23年度にかけて、外部有識者で構成する大学のあり方検討委員会において、公立大学協会が取りまとめた「公立大学実態調査」から抜粋し、沖縄を含めた4芸大の様々な要素（入学定員から就職率まで）を比較できる資料を提示し、比較検証を行った。これらの取組により人件費の比率は、平成16年度71.7パーセントに対して、平成23年度69.8パーセント、令和元年度50.3パーセントとなっている。 あわせて、令和3年度から公立大学法人を設立し、法人による大学運営に移行することとしている。県から独立した法人運営により、自律的な財政運営を行うこととなり、人件費も含めて大学運営に係る全ての経費を絶えず見直ししていくことが必要となる。 法人の中期計画では、大学IR〔大学経営を支える調査・分析〕に取り組むことを明記しており、新たに設置する「評価・IR室」において、他大学との比較、各種情報分析、目標とする指標の設定等を行い、経営の健全化に取り組んでいく。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>年間15億円の一般財源が投入され、また、建設コストを考慮した学生一人当たり一般財源投入額は4年間で約1,100万円に達するが、これだけの税金を投入</p>		<p>措置を講じたとは評価できない。 卒業生の追跡調査等を行っていないのでは、何をもちて県立大学の有用性を説明するのであろうか。測定できないものは</p>	<p>授業料については、平成18年度に見直し、値上げを実施している。 大学のあり方については、平成22年度に、学識経験者、マスコミ関係者、芸術文化関係者など全て外部有識者による「沖縄県県立芸術大学あり方検討委員</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>

して県立大学を運営し、沖縄の芸術文化を担う人材育成事業を行うことの是非を検討する必要がある。まずは、コスト削減による効率化及び収益事業の提供による収入アップ策、授業料の受益者負担を理由とする値上げ等を検討すべきである。

改善できない。改革のためには、現在の取り組みがどのような状態にあるのかを適正に分析する必要がある。分析を正確に行うためには、分析の指標を測定可能な客観的なものにする必要がある。成果目標を明確にするとともに、それを可能な限り数値化することが求められる。

改革のレベルを単なるコスト削減におくと、組織全体のモチベーションが低下し、サービスの質も低下させる危険がある。それは、大学内部だけでは認識することのできない非効率に気づかず放置するからである。これを克服するためには、外部の者、たとえば、県民、民間企業、NPOといった外部の者を参加させ、異なる視点、発想を取り入れることが必要である。「県立芸大のあり方」を検討する際には、このようなパートナーシップを活用すべきである。

会」において検討を行った。

その際に、芸大OB（第1期から5期生）の就業状況及び社会貢献度に関する調査委託を行い、検討した結果、「芸大に対しては沖縄の伝統文化、芸術の維持、発展において大きな役割を果たしているという一定の評価が地域からあり、その存在意義が認められている。」という結論が得られた。

また、同委員会提言により、高度な実技系能力を有する研究者を育成するため、平成25年度に大学院博士課程に芸術表現研究領域を設置、芸術文化に特化・関連した職種・業種にターゲットを絞った求人開拓を目的とした芸大就職キャリア支援事業を平成26年度から実施している。

令和3年度から公立大学法人を設立し、法人による大学運営に移行することとしている。地方独立行政法人となることで、主体的な財政運営を行うこととなり、人件費も含めて大学運営に係る全ての経費を絶えず見直していくこととなる。

法人の中期計画では、大学IR〔大学経営を支える調査・分析〕に取り組むことを明記しており、新たに設置する「評価・IR室」において、他大学との比較、各種情報分析、目標とする指標の設定等に取り組んでいく。

あわせて、法人の議決機関である理事会及び経営の重要事項を審議する経営審議会には、学外の理事及び委員が参画することになっ

				ており、学外からの意見等を踏まえた法人経営を行うこととしている。	
--	--	--	--	----------------------------------	--

－平成24年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【県立芸術管理運営費】 県立芸大予算が一般会計の中で管理されているため、収支の状況について非常に把握が難しく、運営上の情報としてフィードバックされないというところにある。独立した会計単位で財務諸表を作成し、県立芸大の現状を適切に把握する仕組みを構築し、運営に関する情報をフィードバックする必要がある。</p>	<p>令和3年4月1日に公立大学法人沖縄県立芸術大学を設立することとしており、企業会計制度により法人の財務状況を適切に把握し、効率的で効果的な大学運営を行う。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>

－平成28年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【福祉サービス第三者評価事業】 社会福祉施設に対し、第三者評価サービスの受審を動機づけるような施策を行うべきである。 社会福祉施設に対し、第三者評価サービスの受審を動機づける施策としては、第三者評価サービス受審の有無や評価内容と、社会福祉施設への公的援助（助成金支払い等）を連動させるような仕組みをつくるのが効果的である。 担当課としては、本事業が①そもそも事業者や県民に知られていないこと、②受審料が高いこと、の2点で大きな課題となっていることから、事業者や県民へのさらなるPRの強化や平成29年度に受審料一部補助事業を予定している。この点、PR方法として、担当課は、「社会福祉分野では競争原理が完全には働かない状況であり、事業者間の順位付けが難しいことから、第三者評価サービス受審事業者を一概に優良事業者とするPRは困難。」とした。担当課は、評価結果のみが1人歩きすることを危惧しているが、事業自体を意味のあるものにするには、現</p>	<p>事業のPRについては、ホームページで第三者評価を受審した事業者を福祉サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる事業所として紹介した他、県の広報番組、広報誌及び広報課Twitterにおいても事業PRを掲載した。また、受審を動機づけるため、受審した事業所に対して「受審証明書」を発行することとした。 なお、第三者評価の受審やその評価結果を公的援助と連動させることは、社会福祉事業者の収入に大きな影響を与える可能性があり、安定的かつ良質な福祉サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあることから、慎重に検討する必要がある。</p>	<p>子ども生活福祉部福祉政策課</p>

	<p>在のPR（「法人経営のヒントを得る」「開かれた社会福祉法人を実現する」）より一步踏み込んだPRを行うことが必要である。ホームページ上の記載も、「第三者評価は事業者のランク付けを行うものではない」と留意事項のみの記載ではなく、例えば、「第三者評価を受審し経営改善を行った事例」等を掲載することで本事業のアピールを行うことが考えられる。</p>	
--	---	--

－平成29年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金】 借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。</p>	<p>令和2年3月31日付けで「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」を改正し、借用書の様式に一時償還請求についての記載を追加した。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
監査意見	<p>【沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金】 償還期間について、本条例の趣旨に反するような運用は是正すべきである。</p>	<p>条例の趣旨に反するような運用は是正し、滞納者に対し返還の催告を行うとともに、現実的で履行可能な計画を立てさせ、返済を履行させている。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>
監査意見	<p>【中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金】 金融機関との間で、協調融資に関する覚書等を作成されることを検討されたい。</p>	<p>制度開始当初に金融機関と貸付先との間で交わされた覚書や、毎年度締結している県と貸付先との契約により県と金融機関との責任は明確化されていると考えており、金融機関と県との間で覚書等は交わさないと判断した。</p>	<p>農林水産部 流通・加工推進課</p>

－平成30年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>用地取得の進捗状況等については、沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項に沿った公表についての基準を策定し、定期的に公表すべきである。 公表の対象については、沖縄地区用地対策連絡会の申し合わせ事項に沿って「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手续への移行の状況並びに収用手续へ移行していない場合にはその理由及び</p>	<p>用地取得の進捗状況等については、公表対象事業、公表内容及び公表方法について方針を作成し、令和3年1月に用地課ホームページにて、用地取得の進捗状況等を公表した。 事業進行管理の一環として、第3四半期に開催する土木建築部調整会議にて審議することとしていることから、公表頻度は年1回としている。</p>	<p>土木建築部 用地課</p>

	<p>対応策」などを含めることが望ましい。</p> <p>なお、公表の頻度については、国の事業については、「年2回（1月及び7月）定期的に行うこととする」（平成21年通達）とされていることから、同程度の頻度で公表することが望ましい。</p>		
監査指摘	<p>契約書等の原本書類の保管について徹底されたい。</p>	<p>所有権移転登記完了前に代金の支払いを行った土地に係る関係書類は登記完了するまで永年保存し、登記完了した土地に係る関係書類は沖縄県文書編集保存規程に基づき20年保存することを徹底するよう、令和元年9月9日付農地農村整備課長通知にて各農林水産振興センター所長及び各農林土木事務所長あて通知した。</p> <p>また、毎年度開催する用地管理担当者会議において、包括外部監査の指摘内容を説明のうえ、関係規程を遵守し、契約書等の原本書類の保管を徹底するよう周知した。</p>	農林水産部農地農村整備課
監査指摘	<p>中部土木事務所の未登記案件の解決に向けて、早急に具体的方針を決定して、実行に移されたい。</p>	<p>法務局へ所有権移転に関する申出書の提出を行い、所有権移転登記を完了した。</p>	土木建築部都市公園課

－令和元年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】</p> <p>平成30年度に特命随意契約により委託した事業のうち2件について、平成31年度は公募に付されて委託に至ったとの事実からは、県が安易に「他に契約を履行できる団体はない」と判断していたことが分かる。</p>	<p>カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業及び観光産業実態調査事業については、継続的に一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）と随意契約を適用してきたところであるが、契約環境の変化により、OCVB以外の他の法人との契約が可能と判断したことから、平成31年度は公募に転換したところである。</p> <p>今後とも安易な特命随契とならないよう、継続的に特命随契を実施する事業については、市場の動向を注視しながら公募への転換を図っていく。</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査指摘	<p>【カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業】</p> <p>本事業では、委託可能な唯一の先と</p>	<p>当該事業実施に当たっては、県内のリゾートウエディング関連組織と連携が必要であり、委託者に公平・中立な立場で</p>	文化観光スポーツ部観光振

	<p>して特命随意契約により委託しているが、OCVBが本事業を行い得る唯一の先であったとは言えない。</p>	<p>の事業執行が求められる。OCVBは県からの出損を受ける一般社団法人であり、公平中立な立場の法人であること及び県内のリゾートウエディングに関する知識やノウハウを有していること、かつプロモーション対象の一つである台湾に現地事務所を有していた（平成30年度末に廃止）ことから、平成30年度までは、OCVBと特命随意契約により契約を締結していた。</p> <p>しかし、近年、県内のウエディング団体が、ウエディング事業者のみならず、ホテル、引出物事業者、県内酒造メーカーなどを協会とし、加盟数を伸ばし、多くのネットワークを持つようになったこと、及び平成30年度には国の事業を受託する等、本事業においてはOCVBに代わりうる受け皿として成長していることを考慮し、複数事業者の中から選定しうる環境が整ったと判断したことにより、令和元年度からコンペ方式での委託先選定を実施しているところである。</p>	<p>興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【スポーツツーリズム戦略推進事業】 一括交付金事業用検証シート（国へ提出用）では、スポーツコンベンション開催実績調査に係る委託を「沖縄産業計画」に委託したことになっている。</p> <p>しかし、平成30年度の実際の契約先は、委託契約書を確認すると「㈱九州経済研究所」となっており、検証シートの記載が誤っている。</p>	<p>沖縄振興特別推進交付金事業（県分）検証シートについて、記載誤りのあった委託事業者名を修正した。</p> <p>今後は作成に係る資料を十分に確認するなど、記載内容に誤りがないよう慎重に取り扱う。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【スポーツコンベンション振興対策費】 沖縄県PDCAの資料である『「主な取組」検証票』について、スポーツコンベンション振興対策費事業の「平成30年度決算見込額」及び「令和元年度当初予算額」の金額に誤りがあった。</p>	<p>令和元年度PDCAから『「主な取組」検証票』について、金額誤りのあった「決算見込額」及び「当初予算額」を正確に記載した。</p> <p>今後は作成に係る資料を十分に確認するなど、金額や数値に誤りがないよう慎重に取り扱う。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【スポーツコンベンション振興対策費（Jリーグ規格スタジアム整備事業）】 「Jリーグ規格スタジアム官民連携手法等検討調査業務完了報告書」によ</p>	<p>令和2年1月中旬に監査人から実績額について確認があり、改めて調書を確認したところ、人件費について時給換算すべきところを、日額で計算したことによる過払いが判明した。早急に返還手続き</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>

	<p>ると、完了報告額及び精算予定額はともに14,990,400円となっている。しかし、添付書類である精算報告書（事業実績額総括表）を確認すると、実績額欄の単価（時間）金額に誤りがあり、正しい精算金額は11,016,000円となる。</p> <p>その結果として3,974,400円の過払いが生じていることが判明した。なお、当該過払い金については令和2年1月末時点で返還手続きが未了である。</p> <p>当該過払い金については早急に返還請求を行うべきであるとともに、実効性ある完了検査の仕組みを構築すべきである。</p>	<p>を行い、令和2年2月中旬に過払い金の返納を受けたところである。</p> <p>完了検査の実施について、チェックリストを活用するとともに複数人によるチェックをするなど改善を図っている。</p>	
<p>監査指摘</p>	<p>【沖縄県立芸術大学就職支援事業】 本件事業に係る委託契約書（契約金額6,888千円）に収入印紙（10,000円）が貼付されていない。契約の相手方のコンソーシアム管理法人である株式会社シュガートレインは非課税法人ではないため、県が保有する契約書には収入印紙の貼付が必要である。</p>	<p>契約書への収入印紙貼付漏れについては、所要の改善対応を確認し、再発防止のため学内に周知を行った。平成31年度は貼付されていることを確認した。</p> <p>今後は支出事務に際して請求内容など基本的事項をより慎重に確認し、法令に則した適切な事務処理を行う。また、支出審査においても同様に慎重に確認し、不備を見逃さないよう留意する。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【沖縄県立芸術大学就職支援事業】 本件事業の委託契約金額は6,888千円であるが、委託先が提出する「精算報告書」及び「請求書」、ならびに「検査調書」上は6,880千円で確定しているにもかかわらず、「支出調書」は契約金額と同額の6,888千円となっていて8千円の過払いが発生している。</p>	<p>過払い金は返還請求をし、令和2年3月に収納済みである。</p> <p>指摘については再発防止のため学内に周知し、今後は支出事務に際して請求内容など基本的事項をより慎重に確認し、法令に則した適切な事務処理を行う。また、支出審査においても同様に慎重に確認し、不備を見逃さないよう留意する。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【県立芸大管理運営費】 「沖縄県立芸術大学の法人化基本方針」の中で法人設立までのおおむねのスケジュールが定まっているが、基本方針の中で定められているスケジュールは主に手続面に関するものであるため、さらに、本学の課題の解消プランを策定し、その取組スケジュールも含めた移行計画を策定すべきである。</p>	<p>令和3年4月1日に公立大学法人沖縄県立芸術大学を設立することとしている。法人化後は、法人の中期計画（6年）に基づき、「沖縄県立芸術大学の法人化基本方針」において整理された組織運営や予算など本学の課題解消等に取り組む。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【公共交通利用環境改善事業】 公共交通の利用者を増大させるた</p>	<p>「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の事業体系の中で、本事業を含む上位の施</p>	<p>企画部交 通政策課</p>

	<p>め、利用環境の改善を図るとい、本事業の取組の実効性と持続可能性を高める観点からは、事業全体の効果を測る指標も設定すべきである。現時点で本事業がターゲットとしているのはバスであるから、「バスの利用者数の増加」を全体的な成果指標とすべきである。</p> <p>さらに、細事業のうち、⑤急行バス運行、⑥バスレーン延長、⑧公共車両優先システム対応車載器導入事業については、今後、「利用者満足度」を成果指標とすべきである。</p>	<p>策展開「陸上交通基盤の整備」において、施策全体の成果指標として「乗合バス利用者数」を設定している。</p> <p>細事業の⑥バスレーン延長については、「通勤通学時のバスの運行時間を短縮するバスレーンの延長」施策に対する評価アンケート結果を令和3年度事業における成果指標として設定した。</p> <p>(細事業⑤急行バス運行、⑧公共車両優先システム対応車載器導入事業については、平成30年度で終了。)</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【那覇バスターミナル整備事業】</p> <p>平成27～30年度にわたる補助金総額は、県債分を含めて約12億円と多額であることを踏まえると、整備完了後においても、県は補助対象施設が目的に見合う運営がなされているかどうかについて評価し、今後の改善の取組にフィードバックする仕組みが必要である。</p>	<p>那覇バスターミナル整備事業については、公共交通機関の利便性向上及び交通結節点としての機能強化を図るため、モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業の一環で整備される那覇バスターミナル整備（B1、1F）に対して補助を行ったものとなっている。</p> <p>補助対象となっている那覇バスターミナルのB1、1F部分については、バスターミナルの形状等から目的外の使用が困難で、かつ、現にバスターミナルとして機能していることが、常時確認可能となっており、その目的に見合う運営がなされているものと考えている。</p> <p>また、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の事業体系の中では、本事業を含む上位の施策展開「陸上交通基盤の整備」において、施策全体の成果指標として「乗合バス利用者数」を設定し、公共交通利用環境の改善に関するPDCAを毎年実施していることから、関連する本事業においても当該PDCAに包括されるものと考えている。</p>	<p>企画部 交通政策課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【OKINAWA型インバウンド活用新ビジネス創出事業】</p> <p>本事業は、成果指標として「支援企業（民間プロジェクト造成支援補助金の補助事業者）の輸出量の増加」を設定し、平成30年度目標値7%、実績値39%となっている。さらに、「業務委託仕様書」上も、成果目標として同様の指標が掲げられている。</p> <p>しかし、委託事業者が提出した「平成30年度国際物流関連ビジネスモデル</p>	<p>委託事業者に対し平成30年度報告書の再提出を求め、本事業の成果目標値に記載を統一する形で修正を行った。</p> <p>成果目標値について2%と誤表記になった理由は、単純な記入ミスによるものであり、今後はこのようなことがないよう決裁過程でのチェック機能強化を図る。</p>	<p>商工労働部 アジア経済戦略課</p>

	<p>創出事業（OKINAWA型インバウンド活用新ビジネス創出事業）報告書」上は、成果目標が「支援企業（民間プロジェクト造成支援補助金の補助事業者）の輸出量2%増加」とあり、仕様書とは異なっている。また、当該報告書には成果目標に対する実績に関する記述がない。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【OKINAWA型インバウンド活用新ビジネス創出事業】 本事業における成果指標の目標値は、他事業を参考に内閣府との調整により7%に設定している。一方、実績値は39%と大きく乖離しているにもかかわらず、一括交付金（ソフト）事業検証シート上、その理由について何ら言及されていない。</p>	<p>補助事業者の輸出に関する事業活動は様々であることから、輸出量増加率についてはご意見にあるように乖離するケースもみられる。 そのため、増減理由を実績報告書に明記することで対応した。 今後、同様に目標値と実績値が乖離した場合は、増減理由を一括交付金（ソフト）事業検証シートに記載することとする。</p>	<p>商工労働部アジア経済戦略課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【都市モノレール多言語化事業】 本事業の「ガイドブック増刷業務委託契約書」第7条には、業務完了時に、受託者に対して「仕様書に基づく報告書」の提出を求める記載があり、「仕様書」には、実績報告書の提出を求める記載がある。しかし、県は受託者に対し実績報告書の提出を求めている。</p>	<p>納品報告のみとなっていたため、仕様書記載のとおり再度実績報告書の提出を求め受領した。 また、令和元年度事業においても、実績報告書を受領した。仕様書どおり適切な対応を行っている。 引き続き適切な事務処理に努める。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄の農家民宿一期一会創造事業】 『21世紀ビジョン』における「グリーン・ツーリズムの推進」の取組としては、本事業の他、「グリーン・ツーリズムネットワーク強化促進事業」がある。両事業は担当課も同じであるが、事業を分担する合理的理由や、両事業の効果的な連携状況が、客観的に確認できなかった。 目的が同じである複数の事業が、合理的な理由なくそれぞれ執行されると、目的達成に向けた予算の有効かつ効率的な活用に疑義が生ずる。 予算を最大限効果的に執行するという観点からは、例えば、重点課題を明確にターゲット化したうえで、予算を集中的に投入するために両事業の予算を統合することも検討すべきである。</p>	<p>「沖縄の農家民宿一期一会創造事業」及び「グリーン・ツーリズムネットワーク強化促進事業」は、令和元年度で事業を終了し、両事業を統合した後継事業「グリーン・ツーリズムコーディネート機能強化事業」を令和2年度から実施している。 今後とも効率的かつ効果的に施策が展開できるよう取り組んでいく。</p>	<p>農林水産部村づくり計画課</p>

<p>監査指摘</p>	<p>【観光産業実態調査事業】 本事業の委託先であるOCVBは、本事業の調査内容の性格（以下参照）により委託可能な唯一の先として特命随意契約を締結しているが、OCVBが本事業を行い得る唯一の先であったとは言えない。 いわゆる特命随意契約は、あくまで例外的な取扱いであって、濫用されないよう、候補者が委託可能な唯一の先であるかどうかについて客観的かつ合理的な論拠付けをすべきである。</p>	<p>当該事業の実施に当たっては、企業の景況感や雇用動向の変化を正確に捉えるという観点から、特定の事業者へ定点調査を行う設計としていたため、平成30年度までは、OCVBと特命随意契約により契約を締結し、OCVBの賛助会員を対象とした調査を実施してきた。 しかし、近年、観光関連事業者は年々増加しており、OCVBの賛助会員への調査のみでは、沖縄県内全域及び様々な業種の動向を把握することが難しくなってきた。 そのため、OCVBへの特命随契ではなく、複数事業者の中から選定する公募を実施することにより、産業連関表における観光関連事業者から無作為に抽出した、より広域種にわたる事業者に対する調査へ設定条件を変更することとしたことから、令和元年度よりコンペ方式での委託先選定を実施している。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光政 策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄らしい風景づくり促進事業】 受託者が購入した物品等領収書の写しが事業費の使途確認の根拠として提出されているが、取引の相手方が非課税法人でないにもかかわらず収入印紙の貼付が確認できなかった。</p>	<p>関係書類の確認にあたっては、チェックシートを活用するなどチェック体制の強化を図っている。 領収書の印紙未貼付については、受託者に対し是正を求め、対応が完了している。 また、受託者に対しては、法令に則った事務処理の徹底について注意喚起を行った。 今後も、契約締結時等に法令の順守を周知徹底していく。</p>	<p>土木建築 部都市計 画・モノ レール課</p>

沖縄県監査委員公表第5号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月18日

沖縄県監査委員 安 慶 名 均
 沖縄県監査委員 新 垣 真 秀
 沖縄県監査委員 上 原 章
 沖縄県監査委員 山 内 末 子

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

＜財務・事務に関する事項＞

（平成28年度監査結果報告分）

【土木建築部】

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。
(都市公園課)

(2) 講じた措置の内容

全ての県営都市公園について、管理物品一覧を更新した。今後は、指定管理者と締結した基本協定書に基づき、適正な事務処理に努める。

(平成30年度監査結果報告分)

【病院事業局】

1 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料及びその他預り金について、不明な残高があるので、残高の内訳等を明らかにして適正に処理する必要がある。
(病院事業総務課)

(2) 講じた措置の内容

当該預り金について、更正処理を行った。今後は、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）等に基づき、適正な事務処理に努める。

(令和元年度監査結果報告分)

【各局局共通】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 証紙に消印が押されていないものがあつた。

- ・土木建築部（南部土木事務所）
- ・警察本部（名護警察署）

イ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部改正により手数料が改定されたが、誤って旧手数料の額で収納していた。

- ・保健医療部（中部保健所及び南部保健所）
- ・教育庁（学校人事課）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

イ 手数料の不足分について、保健医療部は全額徴収済み、教育庁は文書により追加納付を依頼し、徴収に努めているところである。指摘後、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約を締結するときは、支出負担行為の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの、出納機関に合議していなかったものがあつた。

- ・企画部（交通政策課）
- ・環境部（環境整備課）
- ・子ども生活福祉部（子ども未来政策課）
- ・保健医療部（看護大学、中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所）
- ・農林水産部（宮古農林水産振興センター及び畜産研究センター）
- ・土木建築部（河川課）
- ・選挙管理委員会

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されてい

なかった。

- ・総務部（自治研修所）
- ・農林水産部（農業研究センター石垣支所）
- ・文化観光スポーツ部（芸術大学）
- ・病院事業局（中部病院及び南部医療センター・こども医療センター）
- ・教育庁（総合教育センター）

イ 予算執行何で決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していた。

- ・病院事業局（北部病院）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 物品の購入（取得金額20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手續もされていなかった。

- ・総務部（那覇県税事務所）
- ・環境部（環境再生課）
- ・土木建築部（用地課）

イ 物品の購入（取得金額100万円以上）について、契約書が作成されていなかった。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【総務部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	(円、%)					
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
令和元年度	138,196,936,370	136,220,953,076	105,447,987	1,931,135,955	98.6	
平成30年度	132,239,762,655	131,067,722,622	130,908,088	1,171,605,406	99.1	
対前年度比	104.5	103.9	80.6	112.5	—	
			(税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)			
		収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率		
イ 土地貸付料	45,253,385円		6.2%	6.9%		(管財課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の74.9パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施した。

(7) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(4) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収、共同催告などの支援を行っている。

(7) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を

図っている。

(イ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料について、引き続き債権管理回収業者へ委託するとともに、滞納者に対する催告や納入指導を実施した。今後も、滞納者及び連帯保証人への督促等を実施し、徴収の強化を図る。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、育児休業から復職した職員の支給停止の解除がなされていなかったため、53,870円の不足払いとなっていた。 (総務事務センター)

イ 管理職手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、66,400円の過払いとなっていた。 (総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当及び管理職手当の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【企画部】

1 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県統合宛名システムデータ標準レイアウト変更対応支援等委託業務（契約額2,376,000円）について、納品書及び検査日の日付が履行期限を過ぎた日付となっていた。 (総合情報政策課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
行政代執行に係る求償費用	77,546,794円	99.1%	116%	(環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への督促状や催告書の送付、面談や電話による現況確認、金融機関等への財産調査を行うとともに、債権の差押えを行った。令和2年度において244,225円を回収した。

2 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

平和創造の森公園駐車場整備工事（契約額7,069,680円）により整備した駐車場や園路について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。 (環境再生課)

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【子ども生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	212,241,243円	61.4%	17.3%

(保護・援護課、北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)

イ 母子父子寡婦福祉資金				
貸付金元利収入	98,746,920円	48.5%	△2.9%	(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生の防止や、返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理適正化調査員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和2年度において、12,879,629円を回収するとともに、55,710,353円を履行延期承認し、10,376,588円を不納欠損金として整理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和2年度において、15,190,015円を回収するとともに、2,519,345円を不納欠損金として整理した。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県平和祈念資料館施設管理及び学芸業務委託（契約額13,822,000円）について、正規の見積書を徴取せず、予算執行同時の参考見積書により契約を締結していた。（平和祈念資料館）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

購入したルームエアコン5台（取得金額534,600円）について、備品台帳への登録が行われていなかった。（女性相談所）

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【保健医療部】

1 備品貸与の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

財務規則に定める貸付けの手続がなされていないものが次のとおりあった。
全自動血圧計ほか11件（取得金額計4,157,460円）（衛生薬務課）

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付け手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。
収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率

ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	294,171,507円	88.6%	△7.2%	(農政経済課)
イ 雑入（違約金）	1,740,000円	100.0%	50.0%	(営農支援課)
ウ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	34,947,969円	77.4%	△5.1%	(水産課)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和2年度において23,179,331円を回収した。

イ 違約金について、債務者の所在確認を行う等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル

ル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入について、滞納者に対して分割償還の指導や催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和2年度において1,448,000円を回収した。

2 生産物台帳が整備されていなかったもの

(1) 措置の内容

放流及び養殖用の種苗について、生産物台帳が整備されていなかった。 (栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

生産物台帳を整備した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 不適正な事務処理が多数あったもの

(1) 指摘の内容

財務に関する事務について、調定事務の遅延、現金収納時の領収書未発行、生産物台帳の押印漏れなど、財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多数あった。 (農業研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

4 公印の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防用設備等点検結果報告書及び消防用設備改修結果報告書の提出に当たって、沖縄県公印規程(昭和47年沖縄県訓令第17号)に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。 (農業研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県公印規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	2,787,842,856円	87.0%	△3.8%	(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.0%	0.0%	(企業立地推進課)
ウ 建物明渡訴訟に係る				
損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%	(企業立地推進課)
エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区				
損害金等諸収入	50,954,894円	33.0%	△0.6%	(企業立地推進課)
オ 雑入(違約金)	2,313,292円	11.6%	105.3%	(企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和2年度において403,078,972円を回収した。

イ 賃貸工場施設使用料について、10,479,000円を不納欠損金として整理した。引き続き国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、回収困難な債権の放棄等に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めている。

ウ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査を実施する等、債権回収に努めている。

エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区損害金等諸収入について、国際物流拠点産業集積地域内

施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、回収困難な債権の放棄等に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めている。

オ 違約金について、訪問による催告を行うとともに、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

高校生県外インターンシップ事前研修業務委託（契約額230,493円）について、契約日が支出負担行為の決議の前となっていた。 (雇用政策課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【文化観光スポーツ部】

1 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

購入したビームライフル機器（取得金額7,800,840円）について、備品台帳への登録が行われていなかった。 (スポーツ振興課)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

2 備品貸与の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県総合運動公園体育館に納品した体操やトランポリン競技等に係る備品85点（取得金額59,814,374円）について、指定管理者への貸与手続がなされていなかった。 (スポーツ振興課)

(2) 講じた措置の内容

指定管理者と締結した基本協定書に基づき貸与手続を行った。指摘後、適正な事務処理に努めている。

3 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

武道館空調等設備及びライフル射撃場浄化槽設置工事（契約額35,343,000円）により設置した設備について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。 (スポーツ振興課)

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【土木建築部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	585,354,034円	10.2%	△8.9%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	35,164,995円	10.5%	9.8%	(住宅課)
ウ 雑入（違約金）	107,537,442円	82.0%	6.1%	(住宅課)
エ 土地明渡強制執行原因者負担金	37,538,560円	100%	0.0%	(海岸防災課)
オ 宜野湾港施設使用料	4,290,317円	2.6%	49.5%	(中部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた聞き取りなどの取組を通して納付意識の醸成を図っている。なお、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示

の徹底、督促等取組の強化に努めている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

ウ 違約金について、訪問による催告を行うとともに、回収困難な債権66,060,225円について不納欠損金として整理する等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

エ 土地明渡強制執行原因者負担金について、債務者への資産証明書等の提出依頼や催告を行う等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

オ 宜野湾港施設使用料について、滞納者への催告を行う等、港湾施設（宜野湾港マリーナ）使用料管理マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

2 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

中城湾港（新港地区）警備業務委託（その1、その2）（契約額計35,368,800円）について、年間を通して契約できるにもかかわらず、合理的な理由も無く6箇月ごとに分割し契約を締結していた。

（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 購入した空調機6台（取得金額2,860,000円）について、備品台帳への登録が行われていなかった。

（港湾課）

イ 購入した空気式防舷材一式（取得金額24,840,000円）について、備品台帳への登録が行われていなかった。

（南部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和元年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より20,625,039円（1.2パーセント）減少し1,728,575,202円となっているが、依然として多額となっている。

（病院事業経営課及び各県立病院）

(2) 講じた措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努めている。

2 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

北部病院附属伊平屋診療所においては、現金48,000円が亡失する事案があり、その際現金を施錠できる堅固な金庫等に保管していなかった。また、担当者は亡失した金額のうち40,000円を私金で、残り8,000円をつり銭現金で補填し金融機関へ預け入れるなど、不適正な取扱いとなっていた。

（北部病院）

(2) 講じた措置の内容

現金を保管する際は堅固な金庫で行うこととした。指摘後、沖縄県現金取扱要領等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、142,603円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

4 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重症部門システム一式購入契約（契約額440,000,000円）において、検査調書に決裁権者の押印がなかった。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

5 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

特定用途防火対象物である病院においては、消火、通報及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないが、1回のみの実施となっていた。
(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施する等、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく適正な防火管理に努めている。

【教育庁】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
雑入（違約金）	22,077,927円	45.4%	25.3%	(施設課)

(2) 講じた措置の内容

違約金について、滞納者への督促状や催告書の送付を行う等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 育児休業を取得した職員の期末手当について、除算期間を誤ったため129,468円が不足払いとなっていた。
(八重山教育事務所)

イ 住居手当の支給に当たって、親族から住宅を借り受けている場合は、住民票や確定申告書等により賃貸借の事実等を確認する必要があるが、確認が十分でないまま同手当を支給したため、1,350,000円の過払いとなっていた。
(北山高等学校)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、65,664円の過払いとなっていた。
(南部農林高等学校)

(2) 講じた措置の内容

期末手当、住居手当及び勤勉手当の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

管理棟コンプレッサー取替修繕（契約額237,600円）及び消防用設備修繕（契約額217,512円）について、予算執行何の前に見積書を徴取し契約業者を決定していた。また、支出負担行為の決議を契約を締結するときに行わず、請求書受理後に支出負担行為兼支出調書で行っていた。

(泡瀬特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

4 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

タブレット端末（取得金額248,504円）の管理が適正でなく、平成30年10月から同年11月までの間に4台を亡失していた。（泡瀬特別支援学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、貸出簿の記入や保管場所の施錠徹底など備品の管理体制の強化を図る等、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 動物台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

取得した動物について、平成30年度以降、動物台帳への登録が行われていなかった。

（北部農林高等学校）

(2) 講じた措置の内容

動物台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

6 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

鏡が丘特別支援学校浦添分校用地の一部として購入した土地（1,033.31㎡）について、購入手続きを行った施設課から鏡が丘特別支援学校へ通知を行っていなかったため、公有財産台帳への登録が行われていなかった。（施設課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

7 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練が実施されていなかった。（美里高等学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施する等、消防法等に基づく適正な防火管理に努めている。

8 公印の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

防火管理者選任届出書及び消防計画変更届出書の提出に当たって、沖縄県公印規程に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。（辺土名高等学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県公印規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【警察本部】**1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**

(1) 指摘の内容

収入未済額が前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
放置駐車車両違反金	12,569,000円	8.4%	11.5%	（交通指導課）

(2) 講じた措置の内容

徴収体制の強化を図った。指摘後、沖縄県警察本部放置違反金債権管理マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

2 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

私有地に建築された駐在所（価額29,002,000円）について、不動産登記が行われていなかった。

（本部警察署）

(2) 講じた措置の内容

不動産登記を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

<工事等に関する事項>

（平成29年度監査結果報告分）

1 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29-1）において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入水の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号沈砂池の吐口について、通水能力及び吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用地外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

（八重山農林水産振興センター農林水産整備課）

(2) 講じた措置の内容

3号浸透池の法面保護工の破損・崩壊等を防ぐ対策工事及び6号沈砂池の排水が用地外へ流出することを防ぐ対策工事を施工した。

（令和元年度監査結果報告分）

1 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 糸満警察署庁舎新築工事（建築1工区）及び県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P1下部工）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。（施設建築課）（中部土木事務所）

イ 糸満警察署庁舎新築工事（機械）及び沖縄県立芸術大学奏楽堂舞台機構設備改修工事（第1期）において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は、特記仕様書に基づき適正に配置する必要がある。（施設建築課）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘後、複数の請負工事が混在する場合は、労働安全衛生法に基づき統括安全衛生管理義務者の指名が必要であることを周知徹底し、現場の安全確保に努めている。

イ 指摘後、電気工事が含まれる工事において、電気保安技術者の配置が必要であることを周知徹底し、適正な工事執行に努めている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

（令和元年度監査結果報告分）

1 会計事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

一般財団法人沖縄県私学教育振興会では、出張に際し旅行命令を受けていなかったもの、航空運賃を旅行者に支払うべきところ旅行会社に支払いをしたもの等、一般財団法人沖縄県私学教育振興会人事等規程と異なる取扱いとなっていたものがあつた。（総務部所管）

(2) 講じた措置の内容

一般財団法人沖縄県私学教育振興会に対し、関係規程に基づいた適切な対応をするよう指導した。

同団体では、関係規程を整備するとともに、適正な会計事務に努めている。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

（平成26年度監査結果報告分）

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品がある。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

寄贈された天蓋風飾りの使途がないため利用されていない機関

土木建築部 都市公園課 1件

(2) 講じた措置の内容

該当する重要備品については、県立博物館・美術館で保管し、歴史資料として活用するため、所管換えの手続を行った。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1